

参考

以下の表はすべて『車両運搬具』である。(会計の有形減価償却資産から抜粋)

構造用途	細 目		
特殊自動車	消防車、救急車、レントゲン車、防水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車		
	モータースイーパー、除雪車		
	タンク車、じんかい車、し尿車、靈柩車、トラック ミキサー車、その他特殊車体を架装したもの		小型車（総排気量が2㍑以下、ただし塵芥車など は2t以下） その他のもの
運送・貨物自動車業用・自動車教習所用の車両・運搬具	自動車（二輪又は三輪自動車を含み、 乗合自動車を除く	小型車（貨物自動車にあっては積載量が2t以下、その他のもの にあっては総排気量が2㍑以下）	
		その他のもの 大型乗用車（総排気量が3㍑以上） その他のもの	
	乗合乗用車		
	自動車及びリヤカー		
	被牽引車その他のもの		
前掲以外のもの	自動車（二輪・三輪自動車を除く）	小型車（総排気量が0.66㍑以下）普通軽自動車	
		その他のもの	貨物自動車
			ダンプ式
			その他
		報道通信用	
	その他のもの普通自動車		
	二輪・三輪自動車		
	自転車		
	鉱山用人車・炭車・鉱車及び台車	金属製のもの	
		その他のもの	
	フォークリフト		
	トロッコ	金属製のもの	
		その他のもの	
	その他	自走能力を有するもの	
		その他のもの	

※いずれの車両運搬具についても共済適用対象外とします。